

我が国企業の海外進出が  
広まるのに伴い、現地の消  
費者保護制度との調整を求  
められる場面が増えている。  
特にアセアン諸国などの  
新興国では、消費者保護  
のための規制体系等が未だ  
形成途上にあり、現地消費  
者政策との調和に苦勞する  
企業も多いと思われる。

経済発展目覚ましいベトナムでも消費者保護の仕組み作りが急ピッチで進められている。食品への異物混入、偽装表示、悪質商法などによる消費者被害は近年ベトナムでも顕在化してきた。このため、2010年にベトナム消費者行政の基本をなす「消費者権利保護法」

## ベトナムの消費者保護の仕組み作り

が制定された。本法は51条から成り、消費者の権利・義務、事業者や政府の責任などを規定する基本法的部分に加えて、事業者の禁止行為、約款に関する規制、欠陥商品のリコール・賠償責任、公的消費者保護団体の役割・責任など実体法や手続法としての内容も含んでいる。我が国の例で言えば、消費者基本法の他、消費者契約法、特定商取引法、製造物責任法などを一部含むものといえよう。

この消費者権利保護法を運用しているのはベトナム競争庁であり、同庁消費者保護課を中心に消費者行政が実施されている。地方レベル(63の省)でも消費者相談への対応などを行っているが、地方での体制作りはまだ十分とは言えない状況にある。

ベトナムにおける消費者

国際協力機構(JICA)の長期専門家として国民生活センター職員がベトナムに派遣され、我が国からの支援が継続的なものへとレベルアップされた。

去る1月下旬にもベトナム競争庁の行政官10名が来日した。一行は、消費者庁、国民生活センター等の公的機関の他、トヨタなど主要企業を訪問し、我が国の官民を通じた消費者保護への取組みを直に見るとともに、各所で熱心な意見交換を重ねていった。筆者も我が国消費者行政の整備過程等について話す機会を得たが、その質疑を通じて、ベトナムでの新しい仕組み作りへの彼らの強い熱意を感じたところである。

ベトナムに限らずアジアの新興国は、経済の発展とともに、消費者保護など生活の安定や質的向上を図るための、いわばソフトなインフラ整備に取り組んでおり、そうした面での知見に対して強いニーズがある。

# 新興国のソフト インフラ整備支援を



たぐち よしあき

消費者政策・消費者法。  
東京大学法学部卒。内閣府、国民生活センターなどを経て現職。1951年生まれ。

名古屋経済大学  
消費者問題研究所長・教授

田口 義明氏

行政の仕組み整備に対しては、これまで我が国から積極的な支援が行われてきた。消費者権利保護法立案時には我が国の学識者や行政官により指導・助言が行われた。法制定後も、消費者庁や国民生活センターで研修生を受け入れたり、専門家の短期派遣を行ったりするなど、我が国消費者行政の経験やノウハウをベトナムに伝える努力が払われてきた。昨年の秋からは、

一方、こうしたソフトインフラに関しては、我が国は法制度の整備と運用の両面で多くの経験とノウハウを有しており、その蓄積をこれら諸国に積極的に伝えていくことが求められている。社会的なソフトインフラ整備への支援は、規制体系の国内外を通じたハーモナイゼーションにつながり、我が国企業が新興国で事業展開するに当たっての規制対応コストや制度的リスクを軽減することにも役立つだろう。